

『三才図会』草木八巻〜十一巻の出典

——「証類本草」からの引用——

河野 敏 宏

【目次】

- 1 はじめに（本稿の目的と結論）
- 2 『三才図会』と「証類本草」との一致
 - 2・1 中国主流本草書の概略
 - 2・2 「証類本草」中の「図経本草」部分との一致
 - 2・3 草木一巻〜十一巻と「証類本草」との一致
- 3 「証類本草」以外の書からの引用
- 4 おわりに（今後の課題）

1 はじめに（本稿の目的と結論）

『三才図会』（明の王圻及びその子、王思義編。萬曆三十七年「一六〇九」頃刊行。）は、各種分野の事物をひとつひとつ条目として立て、それぞれについて図を掲載して解説を記した類書である。その構成は、天文四巻・地理一六巻・人物一四巻・時令四

『三才図会』草木八巻〜十一巻の出典

巻・宮室四巻・器用一二巻・身体七巻・衣服三巻・人事一〇巻・儀制八巻・珍宝二巻・文史四巻・鳥獸六巻・草木一二巻であり、収録されている条目は多岐にわたっている。これらの条目には、多種多様な典籍から引用された注文が収録されているが、その出典はほとんど付せられていないため、個々の注文内容だけでなく、その出典を特定することは極めて困難である。ちなみに「三才」とは「天地人」すなわち森羅万象を指している。

本書は、我が国で編纂された図説事典『和漢三才図会』（全一〇五巻。寺島良安撰。正徳三年「一七一三」〜同五年「一七一五」頃刊行）の範とされた書であるが、『和漢三才図会』がその序文において『本草綱目』を主たる参考書とした旨を記しているのに対し、本書の序文には参考文献の名は記されていない。しかし、その序文には「図絵以勸之于先、論説以綴之于後。」と記されているから、本書が事物の解説にあたって「図」を掲げるところを重視していることは明らかであり、従って、本書に引用された典籍の中心をなすのは、図を豊富に掲載している典籍である可能性が高い。

図を豊富に掲載している典籍には様々なものがあるが、本草書もその一つである。本草書は各種動植物の薬効を解説した薬物書であり、それらの中には、薬物原料となる動植物を同定する一助として図を豊富に掲載しているものもある。前述の『本草綱目』にも多くの図が掲載されており、おそらくそれ故に『和漢三才図会』は同書を重要な参考文献としたと考えられる。従って、

『和漢三才図会』同様、図を多数掲載する『三才図会』もまた『本草綱目』の如き、図を多数掲載する何らかの本草書を重視した可能性は高い。

この推論に基づき、かつて、『三才図会』の草木一巻く七巻「草類」(全二九五条)の出典を調査し、以下の結論を得た(別稿²⁾)。

1. 『三才図会』の「草木一巻く七巻」の各条目の配列及びその注文は、「証類本草」収録条目のうち、図及び「図経本草」注文を掲載している条目のそれと極めてよく一致する。

2. 『三才図会』のこれらの条目は、「証類本草」(あるいはその内容をそのまま取り込んだ書)からまとめて引用されている。

3. 『三才図会』に引用された「証類本草」は「政和本草」以降のものである。

本稿は、上記結論をふまえた上で、未調査であった草木八巻く十一巻「木類・蔬類・菓類穀類」(全一八八条)の出典を調査し、『三才図会』編者がこれらの巻においてどのような書を主要参考文献としたかを明らかにしようとするものである³⁾。

本稿の結論を予め示せば次のようである。

1. 『三才図会』草木一巻く十一巻に該当する「証類本草」各巻の条目のうち、図及び『図経本草』注文を掲載している条目のほとんどが、『三才図会』のこれらの巻に引

用されている。「証類本草」は図を多数掲載している本草書であることから、図を重視する『三才図会』編者は同書に大きく依拠したものと考えられる。

2. 類書は、一般的に多様な書を引用することが多いが、『三才図会』草木一巻く十一巻においては、「証類本草」一書からの引用が、その条目・注文の大部分を占めている。

3. ただし、草木八巻く十一巻においては、次のような、草木一巻く七巻と異なる点がある。すなわち、

① 「証類本草」の注文に加えて他書の注文を引用している条目がある。

② 「証類本草」の注文を全く引用せず、それ以外の書の注文のみを引用している条目がある。

ということである。

これらの点について、以下、詳述する。

《使用テキスト》

『三才図会』……………『三才圖會』上中下(上海古籍出版社。一九八八年六月。)

「証類本草」……………『重修政和經史證類備用本草』(晦明軒

本政和本草)』(南天書局有限公司。中華民国六五「一九七六」年八月。)

『經史證類大觀本草(大觀本草)』(國

立中国医薬研究所。中華民國六〇「一九七二」年十二月。）

『本草綱目』……………『本草綱目』第一冊〜第四冊（人民衛生出版社。一九七五年十二月〜一九八一年九月。）

文淵閣四庫全書……………『四庫全書電子版』全文檢索版（迪志文化出版有限公司。二〇〇四年。）

2 『三才図会』と「証類本草」との一致

2・1 中国主流本草書の概略

別稿で述べたことのくり返しになるが、説明の都合上、中国主流本草書の概略を示せば次のようである。

中国においては、古くから数多くの本草書が編纂されており、それらは、基幹をなす主流本草書とその周縁に位置づけられる傍流本草書とに大別される。各種主要典籍において本草書が引用される場合、その多くは主流本草書である。本草書においては薬品解説に際して、図を大量に掲載することがある。たとえば、『新修本草』編纂の際には「図経」「薬図」が編纂されたようであるし（佚）、『嘉祐補注神農本草』編纂の際には、「姉妹編」として『図経本草』が編纂された。主流本草書編纂の流れを示せば次のようである。⁽⁴⁾

『神農本草』四卷

（年代・編者とも不明）

『三才図会』草木八卷〜十一卷の出版

『名医別録』三卷

（年代・編者とも不明）

『神農本草経』三卷 齊 陶弘景撰（四九二〜五〇〇頃）

『神農本草経集注』七卷

齊 陶弘景撰（『神農本草経』とほぼ同時期）

『新修本草』二十卷 唐 蘇敬等奉勅撰（六五九）

『開宝重定本草』二十卷 宋 劉翰等奉勅撰（九七四）

『嘉祐補注神農本草（嘉祐本草）』二十卷

宋 掌禹錫等奉勅撰（一〇六一）

『図経本草』二十卷 宋 蘇頌等奉勅撰（一〇六二）

『重広補注神農本草併図経』二十三卷 宋 陳承撰（佚）

『経史証類備急本草（証類本草原本）』三十一卷

宋 唐慎微撰（一〇九七以後）

『経史証類大観本草（大観本草）』三十一卷

宋 艾晟増訂（一一〇八）

『政和新修経史証類備用本草（政和本草）』三十卷

宋 曹孝忠等奉勅撰（一一一六）

『重修政和経史証類備用本草（晦明軒本政和本草）』三十卷

蒙古 張存恵撰（一二四九）

『本草綱目』五十二卷 明 李時珍撰（一五九六）

これらの主流本草書のうち、『新修本草』から「証類本草」⁽⁵⁾までの各本草書における個々の薬品条目の解説文の体裁は、いずれも次のようである。すなわち、まず『神農本草経』の文を大字で

掲げ、その後、当該本草書以前に編纂された主流本草書（あるいは傍流本草書）に付されていた注文をそのまま引用し、その末尾に新たな注文を追加する、というものである⁽⁶⁾。この結果、後代の本草書にはそれ以前の本草書の本文及び注文がそのまま温存されることになる。ただし、ここで注意しなければならないことは、前代の本草書の内容がそのまま温存されるのは、あくまでも個々の薬品条目内に限られているということである。複数の薬品条目をどのように配置するかという、分類方針・配列は本草書によって大きく変わることがあるし、また、後代の本草書には、前代までの本草書には収録されていない新たな薬品条目が追加収録されることも多い。例えば、薬品条目の分類方針・配列は、『新修本草』以後「嘉祐本草」『図経本草』まではほぼ同様であったが、「証類本草」では大きく変わり、さらに『本草綱目』において再び大きく変わっている。また、収録薬品条目もこの過程で徐々に増加している。

本草書のこうした特徴は、ある典籍に引用された本草書を明らかにする上で重要な手がかりとなる。すなわち、ある典籍が本草書からいくつもの条目をまとめて引用している場合、その本草書名を明記していなくても、引用された薬品名及びその薬品条目の配列や注文内容を分析することによって、それらの条目の出典となった本草書を特定できる場合があるということである。

2・2 「証類本草」中の「図経本草」部分との一致

本稿冒頭で別稿の結論として紹介したように、『三才図会』草木一巻く七巻の条目は、その植物名・配列・注文内容のほとんどすべてが、「証類本草」収録条目のうちの、図及び『図経本草』注文を掲載している条目のそれと極めてよく一致する。同様のことは、本稿で調査対象とする『三才図会』草木八巻く十一巻においても言いうる。

「証類本草」に収録されている、図及び『図経本草』注文を掲載している条目の植物名と配列が、『三才図会』草木八巻く十一巻のそれとよく一致する実態を、「証類本草」巻十二「木部上品」を例にとり、【表1】「証類本草」と『三才図会』との一致」として示す。

558	琥珀	名医別録	無	無				(A)
557	茯苓	神農本經	○	○				(B)
556	栢實	神農本經	○	○	339	栢	草木九巻木類	(C)
555	枸杞	神農本經	○	○	502	枸杞	草木十二巻花卉類	(D)
554	槐花	新補	無	無				(E)
553	槐膠	新定	無	無				(F)
552	槐實	神農本經	○	○	338	槐實	草木九巻木類	(G)
551	松脂	神農本經	○	○	336	松	草木九巻木類	(H)
550	菌桂	神農本經	無	無	333	菌桂	草木八巻木類	
549	牡桂	神農本經	無	無	333	菌桂	草木八巻木類	
548	桂	名医別録	○	○	333	菌桂	草木八巻木類	

【表1】「証類本草」と『三才図会』との一致

【表1】の項目は、上から順に次のようである。

(A) 「証類本草」条目の序数。⁽⁷⁾

(B) 「証類本草」各条目の植物名。

(C) 当該植物名の初出本草書名。

(D) 図の有無。○は有。

(E) 『図経本草』注文の有無。○は有。

(F) 「証類本草」条目に該当する『三才図会』条目、の序数。⁽⁸⁾

(G) 『三才図会』各条目の植物名。

(H) 当該条目の『三才図会』における所在。

580	579	578	577	576	575	574	573	572	571	570	569	568	567	566	565	564	563	562	561	560	559	(A)
詹糖香	藿香	雞舌香	薰陸香	沈香	丁香	麝核	木蘭	女貞實	楓香脂	杜仲	桑上寄生	辛夷	蔓荊實	牡荊實	五加皮	乾漆	楮實	藥木	酸棗	榆皮	壁	(B)
新分條	新分條	新分條	新分條	名醫別録	今附	神農本經	神農本經	神農本經	唐本先附	神農本經	神農本經	神農本經	神農本經	名醫別録	神農本經	神農本經	名醫別録	神農本經	神農本經	神農本經	新分條	(C)
無	○	無	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無	(D)
無	○	無	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無	(E)
	352			351	350	349		328	348	347		505	346	345	344	343	332	342	341	340		(F)
	藿香			沈香	丁香	麝樹		東青樹	楓	杜仲		辛夷	蔓荊	牡荊	五加皮	漆樹	楮桃樹	藥木	酸棗	榆		(G)
	草木九卷木類			草木九卷木類	草木九卷木類	草木九卷木類		草木八卷木類	草木九卷木類	草木九卷木類		草木十二卷花卉類	草木九卷木類	草木九卷木類	草木九卷木類	草木九卷木類	草木八卷木類	草木九卷木類	草木九卷木類	草木九卷木類		(H)

602	601	600	599	598	597	596	595	594	593	592	591	590	589	588	587	586	585	584	583	582	581	(A)
緬木	靈寿木皮	浮爛囉勒	鼠藤	阿勒勃	蜜香	臯蘆葉	含水藤中水	乾陀木皮	奴會子	無名木皮	柵木皮	紗木	落鴈木	海紅豆	返魂香	藤黃	金櫻子	蘇合香	降真香	乳香	檀香	(B)
陳葳器餘	陳葳器餘	陳葳器餘	陳葳器餘	陳葳器餘	陳葳器餘	陳葳器餘	陳葳器餘	陳葳器餘	海菜餘	海菜餘	海菜餘	海菜餘	海菜餘	海菜餘	海菜餘	海菜餘	今附	名医別録	唐慎微統補	新分條	新分條	(C)
無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	○	無	無	無	○	無	無	無	無	(D)
無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	○	無	無	無	○	無	無	無	無	(E)
													354				353					(F)
													落鴈木				金櫻子					(G)
													草木九卷木類				草木九卷木類					(H)

619	618	617	616	615	614	613	612	611	610	609	608	607	606	605	604	603	(A)
黄屑	那耆悉	朗榆皮	木蜜	檀桓	河邊木	帝休	木麻	震燒木	牛妳藤	石松	放杖木	龍手藤	曼遊藤	不彫木	阿月渾子	班珠藤	(B)
陳蔵器餘	陳蔵器餘	陳蔵器餘	陳蔵器餘	陳蔵器餘	陳蔵器餘	陳蔵器餘	陳蔵器餘	陳蔵器餘	陳蔵器餘	陳蔵器餘	陳蔵器餘	陳蔵器餘	陳蔵器餘	陳蔵器餘	陳蔵器餘	陳蔵器餘	(C)
無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	(D)
無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	(E)
(F)																	
(G)																	
(H)																	

この表からわかるように、「証類本草」に収録されている、図及び『図経本草』注文を掲載している条目〔D〕〔E〕の欄に○が付してある条目」の植物名と配列は、『三才図会』のそれと極めてよく一致している。⁽⁹⁾

この一致の実態を『三才図会』草木八巻〜十一巻全体でみると次のようである。

『三才図会』草木八巻〜十一巻に該当する「証類本草」の巻は、卷十二「木部上品」〜卷十四「木部下品」及び卷二十三「果部」〜

卷二十九「菜部下品」であり、これらの巻に収録されている「証類本草」の全条目数は、

卷十二「木部上品」	～	卷十四「木部下品」	二六二条
卷二十三「果部」			五三条
卷二十四「米穀部上品」	～	卷二十六「米穀部下品」	四八条
卷二十七「菜部上品」	～	卷二十九「菜部下品」	六五条
		合計	四二八条

である。これらの条目のうち、図及び『図経本草』注文を掲載しているものは一五八条であり、それらの植物名及び注文が『三才図会』に条目として収録されているか否かを調べると、その内訳は、

『三才図会』の草木八巻～十一巻に収録されているもの	一三六条
『三才図会』の草木一巻～七巻に収録されているもの	一条
『三才図会』の草木十二巻に収録されているもの ⁽¹⁰⁾	三条
『三才図会』に条目としては収録されているが、その注文が全く一致しないもの ⁽¹¹⁾	一条
『三才図会』のいずれの巻にも条目として収録されていないもの ⁽¹²⁾	一七条

『三才図会』草木八巻～十一巻の出版

となる⁽¹³⁾。ただし、この内訳の最後の『三才図会』のいずれの巻にも収録されていないもの一七条のうち四条は、「証類本草」において他の条目の注文を参照するように指示してある条目であり、その指定先の条目の注文が「証類本草」から「三才図会」に引用されていることにより、事実上収録されているとみなしてよいものである。従って、上記一五八条のうち、『三才図会』に収録されている条目の割合は、 $(一三六+一三十四) \div 一五八 = 九一・一\%$ ということになる。この事實は、『三才図会』編者が、同書草木八巻～十一巻において、これらの巻に該当する「証類本草」各巻の条目のうち図及び『図経本草』注文が掲載されている条目のほとんどを条目として立て、その注文を引用しようとしたことを示している。

なお、ここで注意すべきことは、別稿でも述べたように、これらの条目が「証類本草」に引用されている『図経本草』条目とよく一致していることをもって、それらの条目が「証類本草」に先行する主流本草書『図経本草』そのものから引用されたと考えすることはできない、ということである。なぜならば、『三才図会』のこれらの条目は、その植物名・注文内容が「証類本草」当該部分と一致しているだけでなく、配列までもが一致しているからである。

本稿2・1で述べたように、主流本草書の薬品条目の配列は、『新修本草』以後「嘉祐本草」「図経本草」まではほぼ同様であったが、「証類本草」では大きく変わったから、『三才図会』条目の

配列が「証類本草」のそれとよく一致するという事実、それらの条目が、『図経本草』ではなく、『証類本草』から引用されたものであることを示している。⁽¹⁵⁾

2・3 草木一巻く十一巻と「証類本草」との一致

以上の『三才図会』草木八巻く十一巻と「証類本草」との比較結果を、別稿の『三才図会』草木一巻く七巻の比較結果と総合し、『三才図会』草木部全体（二巻く十一巻）における「証類本草」との一致実態を鳥瞰する。

まず、草木一巻く七巻における「証類本草」との一致度は次のようである（別稿参照）。

『三才図会』草木一巻く七巻に該当する「証類本草」の巻は、巻六「草部上品之上」く巻十一「草部下品之下」及び巻三十「本草図経本経外草類・木蔓類」であり、これらの巻に収録されている全条目数は、

巻六 「草部上品之上」く巻十一 「草部下品之下」	四四七条
巻三十 「本草図経本経外草類」	七五条
巻三十 「本草図経本経外木蔓類」	二五条
合計	五四七条

である。これらの条目のうち、図及び『図経本草』注文を掲載しているものは三一八条であり、それらの植物名及び注文が『三才

図会』に条目として収録されているか否かを調べると、その内訳は、

『三才図会』の草木一巻く七巻に収録されているもの	二九一条
『三才図会』の草木八巻く十一巻に収録されているもの	三条
『三才図会』の草木十二巻に収録されているもの ⁽¹⁶⁾	一条
『三才図会』のいずれの巻にも収録されていないもの	二三条

となる。ただし、この内訳の最後の『三才図会』のいずれの巻にも収録されていないもの「二三条のうち四条は、「証類本草」において他の条目の注文を参照するように指示してある条目であり、その指定先の条目の注文が「証類本草」から『三才図会』に引用されていることにより、事実上収録されているとみなしてよいものである。従って、その条目の一致度は、 $(291 + 3 + 14) \div 318 = 94.0\%$ ということになり、極めて高いことがわかる。ちなみに、これらの条目においては、その注文は「証類本草」だけからの引用で成り立っており、他書からの引用はない。

この引用実態を、上記の草木八巻く十一巻における比較結果と総合し、【表2】「草木一巻く十一巻における「証類本草」からの

引用」として示す。同表の、「証類本草」該当巻」とは、「証類本草」諸巻のうち、『三才図会』草木一巻〜七巻に該当する巻六「草部上品之上」〜巻十一「草部下品之下」・巻三十「本草図経本経外草類」・同「本草図経本経外木蔓類」、及び、『三才図会』八巻〜十一巻に該当する巻十二「木部上品」〜巻十四「木部下品」・

巻二十三「果部」・巻二十四「米穀部上品」〜巻二十六「米穀部下品」・巻二十七「菜部上品」〜巻二十九「菜部下品」、を指す。また、「図経掲載条」とは、「証類本草」各条目のうち、図及び『図経本草』注文を掲載しているもの、を指す。

【表2】 草木一巻〜十一巻における「証類本草」からの引用

「証類本草」該当巻	図経掲載条	『三才図会』に引用	別条の注文として引用
草木一巻〜七巻該当巻	三一八条	二九五条	四条
草木八巻〜十一巻該当巻	一五八条	一四〇条	四条
計	四七六条	四三五条	八条

【表2】からわかるように、『三才図会』草木一巻〜十一巻に該当する「証類本草」各巻における、図及び『図経本草』注文が掲載されている条目全四七六条のうち四三五条（九一・四％）が『三才図会』に引用されており、別条に掲載された注文として引用されているもの八条を含めると、その引用の割合は全四七六条中四四三条（九三・一％）の高率となっている。すなわち、『三才図会』編者は、同書草木一巻〜十一巻に該当する「証類本草」各巻の当該条目のほとんどを引用しているということになる。「証類本草」は図を多数掲載している本草書であることから、図を重視する『三才図会』編者は同書に大きく依拠したものと考える

られる。

また、類書は、一般的に多様な書を引用することが多いが、『三才図会』草木一巻〜十一巻の全四八三条（二九五・一八八）では、「証類本草」から四四三条を引用しているわけであり、「証類本草」一書からの引用が、その条目・注文の大部分を占めているということになる。

3 「証類本草」以外の書からの引用

以上のように、『三才図会』草木一巻〜十一巻においては、これらの巻に該当する「証類本草」各巻の『図経本草』注文を引用

した条目のほとんどを引用しており、また、それらが『三才図会』草木一卷く十一巻の条目・注文の大部分を占めているのであるが、しかし、草木八巻く十一巻においては、草木一卷く七巻とは異なり、「証類本草」から引用した条目・注文に加えて、「証類本草」以外の書から引用したとみられる条目・注文も収録されている。

『三才図会』八巻く十一巻には、全一八八条が収録されているが、これらのうち五四条は、「証類本草」から引用した注文にそれ以外の書から引用した注文が加えられている条目や、「証類本草」以外の書から引用した注文だけで成り立っている条目である。これら五四条が全一八八条に占める割合は、二八・七％となる。

つまり、『三才図会』草木八巻く十一巻の条目においては、「証類本草」該当巻の図及び『図経本草』注文を掲載している条目のほとんどを引用する一方、その三割弱の条目においては「証類本草」以外の書も引用している、ということである。三割弱という割合からすれば、『三才図会』編者は、草木八巻く十一巻においては、「証類本草」を重視しつつ、それ以外の書も積極的に引用しようとしたことがうかがえる。

ちなみに、これら五四条のうち三七条は、『救荒本草』『茹草編』という本草書から引用されたと考えられるが、紙幅の都合により、この点については別に論ずることとする。

4 おわりに(今後の課題)

以上の調査により、『三才図会』草木八巻く十一巻は、草木一卷く七巻同様、「証類本草」に大きく依拠していることが明らかとなった。しかし、これらの巻においては、草木一卷く七巻とは異なり、「証類本草」以外の書も積極的に引用していることがうかがえるため、今後、これらの書がどのような書であるのかを具体的に明らかにする必要がある。

さらに、これまでの調査によって、『三才図会』の植物に関する巻は、「証類本草」とよく一致することが判明したが、動物に関する巻・鉱物に関する巻は「証類本草」とどのような関係があるのかについては未だ明らかではないため、この点についても、今後、明らかにする必要がある。

以上の諸点を今後の課題としたい。

注

(一) 『三才図会』においては、各巻ともに、個々の事物ごとに、その名称・図・注文を一セットにして掲載している。本稿では、この一セットを「条目(あるいは条)」と称する。ひとつの条目は、巻によって複数丁にわたる場合もあるが、草木部においては、それぞれ一丁が割り振られている。なお、名称・図・注文を一セットにして掲載することは、本草書においても同様であるので、同じく「条目(あるいは条)」という語を使用する。

(2) 『三才図会』草木部収録項目の出典について(田島毓堂編『日本語学最前線』。二〇一〇年五月。和泉書院)。ちなみに、『三才図会』草木部全一二巻の内訳は、草木一巻く七巻「草類」・八巻く九巻「木類」・十巻「疏類」・十一巻「菓類穀類」・十二巻「花卉類」である。なお、本稿において「別稿」と称する論文は、すべてこの論文を指す。

(3) 草木十二巻に収録されている「花卉類」は、草木部の他の巻に収録されている植物とは異なり、薬用植物としてではなく観賞用植物として扱われることが多く、その属性の相違故に別途論ずるべきであると考えられるため、今回の、本草書との比較調査の対象からは除外する。

(4) 岡西為人『本草概説』(創元社。昭和五二年二月)。五四く五六頁による。なお、本稿における中国本草書の書誌的解説は、すべて同書よっている。

(5) 本稿では、『経史証類備急本草』『経史証類大観本草』『政和新修経史証類備用本草』『重修政和経史証類備用本草』を「証類本草」と総称する。

(6) 『神農本草経』は『神農本草』の文と『名医別録』の文とを合体させた本草書であり、その合体された文がそれ以後の本草書においては大字で示される本文となる。このとき、『神農本草』からとった文を朱字(後代の本草書においては陰刻の白字)で、『名医別録』からとった文を墨字(同、陽刻の黒字)で、雑書して記す(朱墨雑書という)。ちなみに、この『神農本草経』に初めて注を加えたのが陶弘景撰『神農本草経集注』であり、『神農本草経』の文を大字で掲げた後に陶弘景による注を小字で示している。『新修本草』以後の歴代主流本草書では、この『神農本草経集注』の陶弘景注の後にさらに注を加えていくこととなる。

『三才図会』草木八巻く十一巻の出版

(7) 『証類本草』条目の序数は、同書巻六「草部上品之上」の条目から順に付したものである。

(8) 『三才図会』条目の序数は、同書草木一巻「草類」の条目から順に付したものである。

(9) ただし、「証類本草」555「枸杞」568「辛夷」のように、「証類本草」では「木部」に収録されている条目を、『三才図会』では他の類目(この場合であれば「花卉類」)に移動させている場合もあるので、『三才図会』の条目序数が一部乱れている。また、「証類本草」の548「桂」549「牡桂」550「菌桂」の三種の条目すべてに『三才図会』333「菌桂」があらわれているのは、『三才図会』333「菌桂」の条目が、「証類本草」のこれら三種の条目の注文を合体させて引用していることを示している。

(10) 『三才図会』草木十二巻の各条目は本稿では調査対象としていないが、例外的に同巻に収録された条目が三条あったので、これらの条目も『証類本草』から『三才図会』に引用された条目に含めた。

(11) 『三才図会』草木十一巻470「榧子」(「証類本草」では巻十四木部下品758「榧実」)

(12) 例えば【表1】の557「茯苓」、569「桑上寄生」、573「木蘭」、など。

(13) これらの条目には、その注文のすべてが「証類本草」からの引用であるもののほか、「証類本草」から引用した注文中に他書から引用した注文が加えられているものも含まれている。

(14) 【表1】には入っていないが、例えば、774「水楊葉」など。

(15) 『三才図会』に引用されている『図経本草』注文が「証類本草」からの引用であるとする論拠については、別稿で詳述した。

ちなみに、『三才図会』の条目配列・注文内容は、「証類本草」の次代の主流本草書である『本草綱目』とは全く一致しないから、同書から引用したとは考えられない。なお、「証類本草」の後に作られた主

流本草書としては、『本草綱目』の前に劉文泰等奉勅撰『本草品彙精要』（弘治一八年「二五〇五」）があるが、その原本は宮中の秘庫に中華民国になるまで死蔵されたままだったので、『三才図会』編者がこれを参照することはできなかった。仮に、参照できたとしても、その注文の内容は「証類本草」とは大きく異なっているため（注4文献一九一頁～二〇二頁）、『三才図会』に収録されているような注文にはならなかったであろう。

（16）注10同様、『三才図会』草木十二巻の各条目は本稿では調査対象としていないが、例外的に同巻に収録された条目が一条あったので、この条目も『証類本草』から『三才図会』に引用された条目に含めた。